

合理性	政策体系における政策目的の位置付け	1. 経済構造改革の推進及び地域経済の発展
	政策の達成目標	企業年金・個人年金制度の充実・普及を図ることにより、公的年金と相まって国民の高齢期の所得確保を図るとともに、勤労者の財産形成を促進することにより、勤労者の現役期間中及び老後における生活の安定を図る。
	税負担軽減措置等の適用又は延長期間	恒久措置を要望
	同上の期間中の達成目標	企業年金・個人年金制度の充実・普及を図ることにより、公的年金と相まって国民の高齢期の所得確保を図るとともに、勤労者の財産形成を促進することにより、勤労者の現役期間中及び老後における生活の安定を図る。
政策目標の達成状況	—	
有効性	要望の措置の適用見込み	企業年金等の制度の加入者（約2,094万人（令和6年3月末時点））に影響がある。 なお、企業年金等に係る信託、生命保険等の業務を行う内国法人（主に信託会社、生命保険会社）が特別法人税の納税義務者である。
	要望の措置の効果見込み（手段としての有効性）	企業年金等の積立金の確保ないし普及の促進により、公的年金と相まって国民の高齢期の所得確保が図られるとともに、勤労者の現役期間中及び老後における生活の安定が図られる。
相当性	当該要望項目以外の税制上の支援措置	国税について、同様の要望を提出している。 なお、企業年金等については、掛金等の拠出時及び給付時等において、税制上の所要の措置が講じられている。
	予算上の措置等の要求内容及び金額	—
	上記の予算上の措置等と要望項目との関係	—
	要望の措置の妥当性	企業年金等の積立金の確保ないし普及の促進により、公的年金と相まって国民の高齢期の所得確保が図られるとともに、勤労者の現役期間中及び老後における生活の安定が図られる。
税負担軽減措置等の適用実績	—	

「地方税における 税負担軽減措置等 の適用状況等に関 する報告書」に おける適用実績	—
税負担軽減措置等の適 用による効果（手段と しての有効性）	—
前回要望時の 達成目標	—
前回要望時からの 達成度及び目標に 達していない場合の理 由	—
これまでの要望経緯	平成 11 年度、平成 13 年度、平成 15 年度、平成 17 年度、平成 20 年度、平成 23 年度、平成 26 年度、平成 29 年度、令和 2 年度及び令和 5 年度税制改正要望において、特別法人税撤廃を要望し、平成 11 年度、平成 13 年度、平成 15 年度、平成 17 年度、平成 20 年度、平成 23 年度、平成 26 年度、平成 29 年度、令和 2 年度及び令和 5 年度において、課税停止が延長されている。